

2 論文等要旨

(1) 『農林水産政策研究』

自主流通米の価格形成と計画外流通米との競争

薬師寺哲郎 著

食糧法施行後6年間を振り返って、自主流通米の価格形成と卸売業者の価格に対する反応、経済連等のとり得た対応を検討した。

自主流通米の価格は、9年産までは入札における値幅制限の下限価格によりほぼ決まっていたが、10年産以降、需給要因がより大きく影響する方向での価格形成の弾力化が進んだ。銘柄別にみても、生産量が相対的に他よりも増加したものは、相対的な価格が低下するようになった。

しかしながら、自主流通米価格を計画外流通米との競争の観点からみると、値幅制限の撤廃と同時に設けられた希望価格申出制の下で、実勢より高い希望価格水準は、計画外流通米との価格競争力を弱めた。

実際、卸売業者による自主流通米の仕入需要は、自主流通米価格のほか計画外流通米価格の影響を強く受けており、計画外流通米の流通量の増加の下で、計画外流通米との競合度合が高まった。

希望価格申出制の下では、自主流通米入札における経済連等の売り手が、生産者価格に対する悪影響を懸念して実勢価格以上の価格を申し出る誘因となる。確かに生産者による出荷段階のみに着目すると、流通価格の低下は生産者価格の低下をもたらす、その限りでは計画外流通米の出荷が増える。しかし、逆に流通業者の仕入段階では、自主流通米の仕入需要の増加をもたらす。すなわち、食糧法の下で自主流通米の地位を維持しようとするれば、売り手である経済連等が、生産者段階、流通業者段階双方を考慮した対応をとることが必要だったのであり、実勢をより反映した希望価格水準と流通コストの低減によって、自主流通米販売量と生産者手取額の双方の増加が可能であったはずである。

(農林水産政策研究第3号, 1～21頁)

フランスの公的品質表示産品におけるガヴァナンス構造

——競争規則によるラベルルージュ家禽肉の扱いを中心に——

須田文明 著

欧州連合域内でも、フランス国内でも、競争に影響を与えるような生産者間の協定(価格カルテル等)や支配的地位の濫用は、競争規則により禁止されているが、こうした協定でも、「経済進歩」を促すと判断される場合、適用を免除されることも規定されている。フランスの農産物・食品分野では、ラベルルージュ家禽肉について、91年に経済財務産業省不正防止総局により、競争評議会(公正取引委員会)に申し立てがなされている。

これに対し多くの経済学者たちは取引費用経済学の知見を活用して、次のようなラベルルージュ擁護の論陣を張ることになった。すなわち標準的なミクロ経済学は、情報の非対称性の問題から、情報シグナルとしての品質表示を取り上げる。こうした観点からすれば、生産者が高品質の産品を製造することについては特別なアレンジメントは必要とされず、「評判」メカニズムにより、生産者は高品質維持にインセンチ

ブを持つ（さなければ評判を落とし、高品質産品に由来する準レントを喪失するから）。ここでは政策当局は不当表示にのみ関心を示すことで、市場メカニズムに全面的に頼ることができる。しかし農業のように、品質表示が多くの小規模なパートナー（農家、加工業者）間で共有されている場合は事情が異なる。高品質産品の製造に必要な手続きを遵守しないことで生産コストを下げながら、品質表示の準レントを受けようとするフリーライダー（ただ乗り）が生じるリスクがある。しかも、こうしたフリーライダーはやがて、評判を下げることで、当該生産者のすべてに損害を与えることになる。こうしたリスクを排除するために、生産者間での緊密なコーディネーションが構築される必要があり、これは競争規則に違反するものではないとするのである。

本稿はこうしたフランスでの議論を詳細にフォローし、取引費用経済学の農産物の品質問題への適用可能性について検討した。

（農林水産政策研究第3号，23～65頁）

介護保険下における介護サービス事業の展開状況

——都市と農村との地域比較調査報告——

相川良彦 合田素行 堀田きみ* 叶堂隆三** 共著

本論は、介護保険介護サービス事業活動の差異を都市と農村間について明らかにする。調査対象地は、都市部の千葉県柏市、農村部の北九州5市町である。2調査地域間における在宅介護サービスの介護保険実施前の利用状況だが、訪問介護サービスとデイサービスは北九州5市町の方が格段と多く、ショートステイは地域間格差がなかった。ところが、介護保険の実施により、柏市での介護サービス利用が急増して、訪問介護サービスは地域間格差が解消した。

介護保険下において、多様な経営主体が介護サービスを営めるようになった。柏市では大量に起きた営利法人の参入が、北九州5市町では起きなかった。その結果、介護サービス事業総数に占める経営主体形態の割合が最も大きいのは、柏市では営利法人40％に対して、北九州5市町では社会福祉法人47％であった。高齢者100人当り介護サービス事業所の従業員数は、柏市2.3人に対して、北九州5市町3.4人と5割ほど後者に多い。そのうち、前職がない者は両地域とも4分の1から3分の1いて、それが介護保険を契機に創出された雇用であると推測される。

調査に回答した事業所は、平均2.4の在宅介護サービスを営み、また施設との併設割合は50％である。併設施設の種類では病院・診療所21％（柏市）：26％（北九州5市町）、特別養護老人ホーム16％：21％で、地域差は小さい。それらは、医療機関や福祉施設が在宅介護サービス業へ参入して複合経営化をはかっている現状を示唆する。

経営収支面では、柏市では新規参入が多くて経費がかかり赤字の事業所も多かったが、既存の施設からの拡張参入が多い北九州5市町では赤字も少なくて済んでいた。そして、事業所経営収支の赤黒は、地域と併設施設の有無の2要因だけで75％まで判別が可能だったのである。

（農林水産政策研究第3号，67～79頁）

*介護保険市民会議，**福岡国際大学

(2) 『農林水産政策研究叢書第2号』

日本農業の構造変化と展開方向

——2000年センサスによる農業・農村構造の分析——

橋詰登 千葉修 編著

本書は、わが国における農業構造の展開過程を2000年農業センサスの分析から明らかにすることを課題としたものであり、序章と終章のほか、テーマ別に分析を行った10の章から構成される。各章の要点は、以下のとおりである。

序章では、2000年センサスでの日本農業の到達点を確認するとともに、構造問題をめぐるこれまでの論点を整理し、本書における分析の視点を提示した。

第1章では、広範な地域における自給的農家の滞留と大規模農家の増加テンポが鈍化した要因を検討し、前者については継続して農業を営む自給的農家の移動状況の変化に起因していることが、また後者については規模拡大を図る中間規模層の農家が減少しており、新たな上層農家の形成がしだいに限界に近づきつつあることを指摘した。

第2章では、今回新設された家族経営構成別分類を用い、農家世帯を「経営」という視点から分析し、農家の過半を占める夫婦家族経営は、構成員が高齢層に著しく片寄っており、経営継承の困難性が極めて高いことを明らかにした。

第3章では、農家人口、農業労働力に関する動向分析を行い、男子60歳代における定年離職農業専従者の増加と70歳以上層におけるリタイア時期の延長が、基幹農業労働力の量的減少を鈍化させる要因になる一方で、農業労働力の高齢化率を一段と高めることになったことを指摘した。

第4章では、農地利用の「前進的变化」と「後退的变化」が併進している実態を分析した。前者については、農地流動化の進展は農地利用の衰退的傾向を回避する効果があること、5ha以上の大規模経営や農家以外の農業事業体に農地が集中する傾向が鮮明になったことが、また、後者については零細規模層を中心に耕作放棄地や転作対応としての不作付け地化が拡大する傾向にあることを明らかにした。

第5章では農家以外の農業事業体の動向を分析した。この分析からは、事業体数の増加は、水田農業にかかわる非法人事業体の増加によるものであること、これら事業体の増加により特定の県や地域で田の借地面積、水稲作の作業受託面積が急増していることを明らかにした。

第6章では園芸部門、第7章では畜産部門の動向を分析した。前者では農業投下労働規模を指標に分析を行い、上層農家を支えている園芸部門が総体として規模縮小に向かっており、この傾向がそれまで成長部門であった施設園芸作でもみられることを明らかにした。また、後者の分析からも、雇用労働力の導入による経営の大規模化、専業化とそれに対する副業経営の離脱という動きが、酪農や中小家畜部門で継続して進行していることを確認した。

第8章では、環境保全型農業の現況について分析を行った。ここでは、大規模経営で経営面積の一部を使って環境保全型農業が行われる傾向がみられること、市町村別にみれば無農薬栽培を実施している農家の割合が中山間地域に多いことを指摘した。

第9章では、農業サービス事業体について分析を行い、これまで相対的に水稲作サービスの事業体の活動が低調であった西日本において事業体数、作業面積ともに増加していること、作業種類別には、農家集団が中心となってる耕起や稲刈といった圃場作業で作業面積が増加していることを明らかにした。

第10章では、農業集落について分析を行った。寄り合いや共同作業の実施状況を見る限り、農業集落の機能や活動がこの10年間で大きく低下してはいないものの、中山間地域では農家率の低下によって集落機能を維持する事が困難となる可能性が高いことを指摘した。

終章では、各章において明らかにされた、2000年センサスにおける特徴的な動向の共通点を探し出し、わが国の農業構造を展望していく上での視点と今後に残された課題を整理した。また併せ、担い手形成と土地利用に焦点を当てた今期動向に基づく中長期的な予測結果を提示した。

(3) 『プロジェクト研究資料』

GMO プロジェクト研究資料第2号

海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向

遺伝子組換え（GM）農産物の作付けが拡大している。バイオテクノロジーの動向に関する調査活動を行っているアメリカの民間機関ISAAAによれば、世界全体のGM農産物作付面積は、6年連続して増加し、2002年には5,870万ヘクタールに達し、前年に比べて12%増加したと見込まれている。GM農産物の商業栽培が認められるようになった1995年から、10年にも満たない期間に、アメリカ、アルゼンチン、カナダ等のアメリカ大陸諸国を中心に、大豆、とうもろこし、綿等の農産物へのGM技術の導入が急速に進んだ結果である。

しかし一方では、BSE問題等を経験し食品安全に敏感な欧州諸国等の消費者を中心に、GM農産物・食品の環境や健康への影響に対して、強い警戒感がもたれている。そして、こうした事情の違いが、各国におけるGM農産物・食品の環境放出、食品安全評価、食品表示といった関連規制にも影響を与えて、相異を生じさせ、欧米間にみられるような新たな貿易摩擦の火種となっているのである。また、生産から販売に至るフードシステムの各現場では、非GM / GMの区分を明らかにして消費者の需要に応えようとする動きも活発化しつつある。

こうした社会情勢を踏まえつつ、農林水産政策研究所は、平成12年度から「海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向に関する研究」（通称「GMOプロジェクト研究」）を実施している。この研究は、社会経済学的分析手法によって、海外諸国における遺伝子組換え農産物の規制や利用の実態を把握・分析し、その影響や背景にある事情を明らかにしようとするものであるが、本資料は、その中間的な研究成果をとりまとめたものであり、掲載した主な研究成果は以下の通りである。

1) 農業バイオテクノロジーにおける米・欧の規制アプローチに関して、それぞれの実質的同等性概念、予防原則、追跡可能性、リスク分析、表示制度等に対する考え方を比較検討し、その違いが基本的には、GMOに対する固有のリスクの有無ないし不確実性に対する認識の相違と、これに対処するための予防原則の役割に対する考え方の相違に由来するものであることを明らかにした。

2) 各国におけるGM規制の現状について引き続き調査・分析を行った。フランスについては、その食品安全行政の歴史的経緯を検証し、それがGM製品の公的監視システムにどのように適用されているかを明らかにした。ブラジルについては、現地調査の結果をもとにして、非合法のまま拡大しつつあるGM農産物の実態及び生産者の作付け意向に応じて緩和の方向に向かいつつあるGM農産物規制の現状を明らかにした。韓国については、GM表示義務化の現況がどうなっているか、韓国政府要人へのインタビュー結果等を踏まえた背景分析も行いながら明らかにした。豪州については、現地実態調査により、遺伝

子技術法やGM表示義務の施行状況及び唯一商業栽培されているGM綿の状況を明らかにし、豪州のGM作物戦略についての考察を行った。中国については、現地実態調査を行って、中国におけるGMO規制の状況を明らかにし、その導入及びその運用方法が、WTO加盟以降の国内農業保護を意図した性格が強いとの結論を得た。英国については、潜在分類モデルを用いて、消費者のGMOに対する社会的受容の経済分析を行った。

行政対応特研〔野菜〕プロジェクト研究資料第1号

WTO体制下における農産物セーフガードに関する調査資料

本資料は、我が国のセーフガードの運用にあたっての参考材料を提供することを目的として、標記のプロジェクト研究の成果の一部を以下の2部構成により取りまとめたものである。

第1部 セーフガードの制度的検討

当所の特別研究会（平成13年11月26日）として「セーフガード（SG）とアンチダンピング（AD）」というテーマで行われた東京大学社会科学研究所の中川淳司教授による報告内容を掲載した。輸入競争から国内産業を保護する通商救済措置として共通の機能を有するSGとAD両制度の適正な役割分担を考えると、この観点からWTOの規律（SG協定とAD協定）を比較し、かつ日本の国内法制度の現状について検討された。

具体的には、両制度の類似点としては、国内産業への損害が発動要件の一部となっていること、暫定措置が認められていること、及び発動期間が限定されていること等があげられ、相違点としては、発動要件に関しては、措置の原因となる事態（SGは輸入増加、ADはダンピング）や国内産業の損害の程度（SGは重大な損害、ADは実質的な損害）、調査開始に関しては、ADは国内産業の申請と輸入国の当局の職権による2本立てだが、SGはあらかじめ定められ公表された手続きによるとのみ規定されており、ADに比べて具体的でないこと、措置の内容に関しては、SGは数量制限、関税割当、関税譲許の撤回や修正があるが、ADはAD税の賦課のみであること、措置の対象に関しては、SGは輸入源に関して無差別適用だが、ADはダンピングを行った個別の供給者であること、また、ADにのみ最低限条項と司法審査に関する規定があり、SGにのみ補償措置及び対抗措置が認められ、国内産業の構造調整に関しても言及されていること等があげられた。

SGの国内法制度の現状については、職権による調査開始しか認めていないので国内産業からの要請に基づく調査開始を制度化すべきであること、発動に先立って行う「国民経済上緊急に必要であると認められる時」という政策的判断の内容については、より具体的に規定すべきであること、また、腐敗しやすい農産物に関する暫定措置（手続きのスピードアップ）の制度化について検討されるべきであること等の問題提起等がなされた。

第2部 各国の農産物セーフガードの調査・発動事例

SG協定が発効した1995年1月から2001年12月までのSGの発動に関する調査事例のうち農産物（食品を含む。）の輸入に対するSG措置の全事例（韓国、米国、チリ、チェコ等15ヶ国による品目ベースで31事例）に関して、WTOへの各国の通報文書とWTOの上級委員会の報告書の内容を詳細に調査を行い、その概要を国別に掲載した。

通報文書については、調査開始、暫定発動、国内産業の重大な損害又はそのおそれの認定及び本発動の

決定の際に各国がSG協定の規定に基づき通報した内容を取りまとめたもの。具体的には、調査国名、対象品目、通報や発動に関する日程のほか、輸入増加の状況、輸入増加により引き起こされた重大な損害の証拠、輸入増加と重大な損害の因果関係についての説明やSG措置の正確な説明等についての情報を提供した。

WTOの上級委員会の報告書については、申し立ての経緯、主要論点とその検討内容、結論及び勧告の内容についての情報を提供した。

また、米国の事例については、米国国際貿易委員会（USITC）が作成した報告書の重大な損害や因果関係に関する部分も抜粋して掲載した。

世界食料需給プロジェクト研究資料第1号

資源制約下における中国農業の現状と問題点

本研究は、「世界食料需給プロジェクト研究」のカントリー・スタディの一環として行ったものである。本研究では、中国の人口問題、農業生産状況、農地問題、農業労働力、林業、農業災害を対象としているが、本研究の位置付けから、本研究では特に資料の整備に重点を置いて進めた。各項目の研究成果の概要は次のようである。

人口問題：人口抑制政策推進の結果、人口の自然増加率は年々低下しており、2001年には0.695%にまで低下してきている。この結果、中国政府が目標としている人口計画、即ち、2010年14億人、2020年15億人、2030年16億人の計画は達成が確実となっている。“諸悪の根源”とまで言われている人口の増大問題に目処が着いたことから、最大の不確定要因が除去されることが可能となったので、中国の今後の経済発展は確固とした計画に基づいて着実な歩みを辿ることが可能となってきている。

農業生産状況：ほとんどの農産物が供給過多の状況となっている。特に、食糧（穀類＋豆類＋イモ類。ただし、イモ類は実生産量の5分の1をカウント）は生産調整を行っている状況である。また、肉類については、今後の経済発展に伴って一人当たり消費量が増大するとの見解があるが、我が国の「食料需給表」の供給量ベースで我が国の一人当たり肉類消費量と中国のそれとを比較すると、既に中国の方が我が国を上回っており、加えて生活習慣病が既に社会問題となっている状況等から考慮すると、中国の一人当たり肉類消費量が今後大きく増大することは無いものと思われる。即ち、現在の一人当たり消費量の水準で人口が増大する分だけ肉類総消費量が増大するということである。

農地問題：まず、全国の農地面積については、全国農地悉皆調査の結果である約1億3000万haが定着して用いられてきている。ただし、各省の農地面積については、従来ベースの数値を用いている省と全国農地悉皆調査の新ベースによる数値を用いている省とが混在している状況である。今後は両者を如何にして統一ベースにするかが大きな課題となる。なお、生態環境保全のために実施されている「退耕還林」（急傾斜地農地を元の林地に原状復帰させること）によって林地となった急傾斜地農地は、農地統計上は減少として計上されるので、注意を要する。次に、農地利用関係については、「農村土地請負法」が制定、施行されている。この結果、請負耕作権が法律の根拠を持つこととなった。同法の邦訳は本研究成果に参考資料として添付してある。

農業労働力：2001年末の農業労働力（農林畜産漁業従事者）3億2450万人であるが、このうちの半分以上は余剰労働力とされている。中国では農業労働力の問題の本質は、端的に言えば、「確保」の問題では

なく、「排除」の問題である。

林業：中国の植林事業は、一般に予想されている以上に着実に進んでいる。既に森林率が30%を超えている省は11に達している。現在実施している6大林業プロジェクトに見られるように、今後も植林事業は強力に推進されていくと思われる。

農業災害：最近、20年間の平均では、毎年播種面積の31%が何らかの災害を受け、播種面積の16%が平年作の30%以上の減収となっている。逆に言えば、毎年この程度の災害は通常のことであり、騒ぐほどのことではないということである。また、各省別には全ての省が災害の被害が増大している訳ではないことが注目される

農村経済活性化プロジェクト研究資料第3号

IT社会と農業・農村

IT活用の目的は人々の生活を豊かにすることにあるが、農村ではデジタル・デバイド問題が深刻化している。ITを味方につけられるか、この1・2年が岐路である。農村・地方都市におけるIT活用の視点、課題や問題点を考察し、どのような発想で取り組むことが重要かを提案したい。

地域社会のIT化は、企業組織でのようにハードに人間が合わせるトップダウン方式は採りえず、住民の意思・利便性を尊重して進めざるをえない。自治体が地域のIT化を推進する際の問題点は、通常言われる財政・人材・取組体制のそれよりも、ITを何に役立てるのかということにこそある。

農村においては、経済・農業の視点もさることながら、地域社会の高齢者や子供を含めた生活者の視点が重要である。住民に情報は何が欲しいかと問うよりも、むしろ地域生活において現在困っている問題に焦点を絞ったアプローチがうまく行く。

IT活用は、地理的条件や身体的条件、及び社会的条件の格差の克服を可能にする。たとえば、医療施設に恵まれない地域で独居生活をする高齢者にとって、発病は大きな不安であるが、緊急通報システムがそれを緩和する。また教育・文化面では、公共図書館の不足する農村部で、電子図書館という新しい形でハンディを解消することが考えられる。

心理学者マズローの理論によれば、人間の欲求は5段階に整理されるが、IT活用に着目して次の3段階展開が考えられる。第1段階は、所得向上、経済効率の追求（事務管理の効率化、電子商取引など）、第2は、安心、不安解消の欲求（防災、健康管理、地域の情報公開など）、そして第3に精神的豊かさの欲求（生涯学習など）。農村活性化の先進地域として有名な、大分県大山町における独自の農業戦略とケーブルTVを活用した地域づくりへの取り組みの歴史が、まさにこの3段階を表している。

また、イギリスの農村に見られるITセンター（テレコテッジ）は、IT専門家のビジネスの場、IT研修を受けた主婦などの就業の場、さらにコミュニティ活動を支援する場として、多面的な役割を果たしている。

ITは競争社会と関連させて考えられがちであるが、情報ネットワークはヒューマンネットワークを拡大して共生社会の基盤も形成する。ITスキルを備えた人間の都市から農村への移住、農村からの地域特有の魅力ある情報の発信、等の交流が地域の活性化に結びついていく。

農業・農村をベースに情報化を考える場合、インフラや設備投資等のハード優先の考え方を脱し、中央依存型でない発想で地域の中からアイデアを出していくことが重要である。

（本資料は、山中守教授（熊本大学教育学部）による講演と討議の記録である。）

農村経済活性化プロジェクト研究資料第4号

農村活性化の指標と地域資源の活用

本資料は、小課題「農村の社会経済変動がもたらす土地等地域資源利用の変動予測」及び「地域活性化指標の策定と地域診断手法の開発」に関する三つの論考で構成される。

第1章「農山村地域の活性化状況と市町村の活力診断」(橋詰登)では、農村活性化方策を有効なものとするために、市町村単位に活性化状況を総合的に定量化しようとする。都市的地域を除く全国の2,469市町村について、「定住人口の維持」、「地域経済の発展」、「農業生産活動の発展」、「林業生産活動の発展」の四つの視点を統合して、地域の活性度を44の指標の主成分分析から求める。

これらの活性度が高い地域は、「農業」では北海道・北関東・南関東・北九州、「林業」では北九州・南九州・四国、「経済」では北関東・南関東・東海、「定住」では北関東・南関東となる。総合活性度は、滋賀県・沖縄県・埼玉県・栃木県・愛知県等で高い。このほか、農業地域類型別の検討、市町村別の上位得点地域の摘出も行った。

以上から得られた各市町村別の「地域活性化診断シート」により、二事例の診断を実施した。

第2章「農村の社会経済変動下における農地面積の変動予測」(福田竜一)では、農村地域のもっとも基礎的な資源である農地の利用の将来変動を予測する。1990～2001年の農地面積の動向分析によれば、将来の動向を規定するものとして、農外の経済状況に影響されやすい都市的かい廃より、農業構造や農産物価格等の農業内部の状況の影響を受けやすい耕作放棄の比重が高まっている。

人口増加率・土地基盤整備率・農産物価格指数・県民所得・農業労働力の高齢化等の要因が農地の農外転用や耕作放棄地化に与える影響についてモデルを構築し、地域経済及び農産物価格がそれぞれ堅調を保つか低迷するというシナリオで考察すると、2015年の総農地面積は3,815～3,920千ha、1999年対比の減少率で12.9～15.2%の間で推移すると予測された。

このシミュレーションでは、農地面積の減少を食い止めることは困難であるという厳しい将来像が示されるが、その進行度には大きな地域差があり、今後の活性化政策の実施に当たっては、これらの地域別の特徴に応じた農地対策が必要となる。

第3章「農村におけるグリーン・ツーリズム事業の展開と地域農業活性化」(鈴村源太郎)では、地域資源の総合力が問われるグリーン・ツーリズムについて、事業主体を、「大規模総合交流施設」と、「地域内発的な」小規模事業体の二つのタイプに分け、事業の具体的内容と実績、地域経済及び農業との関連、今後の課題について分析する。

好成績を上げている事例で注意すべき点は、大規模施設における経営体制(第三セクター等)、集客数(特にリピーター)確保・拡大のための魅力づくりの要件(顧客のニーズの的確な把握力、良質な企画力、営業の努力、情報発信ほか)、また小規模事業体の起業における組織(JA等)や集落の役割、「農業体験」における指導者の確保、「総合学習」との関連等である。

これらの事例では、事業の雇用効果や地域農業へのインパクト(農産物直売所・観光農園)は十分評価できるものの、次のような問題点も指摘される。多角的な事業の中に地域農業との接点が曖昧なものがある。地域内のグリーン・ツーリズムの事業主体間に連携がなく、統一的なコンセプトが欠ける場合が見られることである。